

防犯カメラを設置しませんか？

広島市地域防犯カメラ設置補助制度

での設置団体を追加募集します！

20台程度

令和4年10月17日(月)まで

広島市では、防犯活動を行っている町内会、防犯組合などが地域に設置する防犯カメラの設置費用の一部を助成する制度を実施しているところですが、令和4年度の設置団体を追加募集します（20台程度）。

設置について検討されている団体があれば、お気軽にお問い合わせください。

1 募集期間

令和4年8月19日（金）～10月17日（月）

2 決定方法

先着順で審査を行い、補助対象団体を決定します。1団体5台まで申請可（6月末までに申請された団体も5台まで申請可）。募集期間中でも申請の合計金額が予算額に達した場合は、受付を締め切ります。

3 申込先

各区役所地域起こし推進課

4 問合せ先

広島市市民局市民安全推進課

※ 応募書類は市ホームページで掲載するほか、各区役所地域起こし推進課にもあります。

制度の概要は裏面をご覧ください。

広島市地域防犯カメラ設置補助事業【追加募集】

☆防犯活動を行っている団体が地域に設置する防犯カメラの設置費用の一部を助成します☆

1 補助事業の目的

地域の自主的な防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援します。



2 補助の対象となる団体

防犯活動を行っている町内会・自治会、連合町内会、防犯組合、防犯組合連合会、地区（学区）社会福祉協議会

3 補助の対象となる経費

※防犯活動の一環として設置されることが前提

- ・ 防犯カメラの機器購入及び設置工事にかかる経費
- ・ 防犯カメラの設置を示す看板設置にかかる経費
- ※ 機器の保守点検や電気料金等の維持管理経費は補助対象外



4 補助率・補助限度額・補助台数

補助率：補助対象経費の3/4以内（千円未満切捨て）

補助限度額：1台につき30万円を限度

補助台数：20台程度 各団体5台の設置を上限

※ 6月末までに申請された団体も5台まで申請可

5 募集期間

令和4年8月19日（金）から10月17日（月）まで

※ 先着順で審査を行い、補助対象団体を決定します。

※ 募集期間中でも申請の合計金額が予算額に達した場合は、受付を締め切ります。

6 注意事項

・ 防犯カメラの設置及び精算が年度内（令和5年3月31日まで）に完了できる団体に限ります。

翌年度に繰り越すと補助の対象となりません。年度内に完了できない場合は、補助金を返金していただきます。

・ 6月末までに申請された団体も対象です。

問合せ先

市民局市民安全推進課（市役所本庁舎 12 階） ☎504-2714

申請に関する資料は、広島市ホームページで掲載するほか、各区役所地域起こし推進課でも配布します。

【各区役所地域起こし推進課】

中区 ☎504-2820、東区 ☎568-7705、南区 ☎250-8935、西区 ☎532-1023

安佐南区 ☎831-4926、安佐北区 ☎819-3905、安芸区 ☎821-4905、佐伯区 ☎943-9705